

## 第6回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和2年11月30日（月）

場所 市役所 第1会議室

- 議案 議第1号 農地法第3条許可申請について  
議第2号 農地法第5条許可申請について  
議第3号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について  
（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 西山町長嶺地区）  
議第4号 令和2年度賃借料情報の提供について  
議第5号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について  
（農地中間管理事業 農地中間管理権〔賃借権〕の設定分）  
議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について  
（一般分 賃借権 新規設定分）  
議第7号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について  
（一般分 賃借権 再設定分）  
議第8号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について  
（一般分 使用貸借権 新規設定分）  
議第9号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について  
（一般分 使用貸借権 再設定分）

その他 12月総会の会議開催予定日時  
第7回総会を12月25日（金）午後開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後1時30分

霜田事務局長

お疲れ様です。まず皆様にお詫びを申し上げます。11月19日に県の農業委員会大会が

燕三条の地場産センターメッセピアであり、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。県大会については毎年 11 月中旬に開催されており、以前総会の時に 11 月中旬に農業委員会の大会があるからご都合をつけておいてくださいとお願いをしました。全員にご案内をするはずでしたが、農業会議から新型コロナウイルスの関係で人数制限をするということになり、今年は新たに委員さんになられた方と役員の方に参加をしていただくことにいたしました。申し訳なかったのは、その案内を全員の方に差し上げないで、参加していただく方だけに案内をさせていただいたことです。都合をつけておいてくださいと話したものですから、11 月になっても案内が来ないと、大会を予定していただきました方に失礼をいたしました。お詫びをさせていただきます。申し訳ありませんでした。今後とも、どうなっているかと話がありましたらご指導をいただければと思います。

これより第 6 回農業委員会総会を始めさせていただきますが、総会に先立ちまして、皆様から難儀いただいている農業新聞の加入推進について、今回購読の申し込みをいただいた方に農業会議からクオカードをお預かりしております。ご紹介をして石塚会長からクオカードをお渡しさせていただきます。

#### 霜田事務局長

ただ今から第 6 回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第 2 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第 4 条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしく願います。

#### 石塚会長

皆様大変お疲れ様でございます。今程のご活躍をされた 8 名の方、ご苦勞をされた方、それぞれ感謝申し上げます。随分と寒くなりましたが、皆様お変わりはありませんでしょうか。これから時季とはいえ益々寒くなりますので、くれぐれも体調にお気を付けいただきたいと思います。

先日、速報値ではありますが農業センサスの発表がありました。それによりますと、県内における農業経営体数が 22.5%減りました。しかしながら、耕地面積 100 ヘクタール以上の経営体については前回 5 年前より 3 倍に増えているということです。基幹的農業従事者は減少し、平均年齢は上がっており、高齢化が進んでいます。北陸農政局によりますと、農業経営体の規模拡大が進んでいて 150 ヘクタール以上の経営体は新潟県には 17 あり、北海道・岩手県に次いで 3 番目だそうです。農業経営体の減少が続く中、法人化が進んだわ

けですが、高齢化によりこの傾向は進んでいくと思います。今後については集積のみならず集約を進めながら、効率化を図る農業が進んでいくのだと思います。特に農用地利用については、推進委員の皆様からもご活躍をいただきまして、研修を重ねながら、また地域の人と話し合いながら対応をお願いしたいと考えております。以上、状況の報告を申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告をお願いします。

霜田事務局長

委員数は 19 人です。本日欠席遅参報告は 0 人、現在の出席委員数は 19 人で、過半数であることを報告いたします。

また、農地最適化推進委員の出席委員数は 24 人です。

議長

ただ今、事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第 6 回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、6 番 新澤 公明委員、14 番 巻口 夏美委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

はい、事務局でございます。それでは、議案書 1 ページをご覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可申請についてご説明申し上げます。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10 a あたりの価格の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 大字曾地字水橋〇〇番〇 外 11 筆 田 計 9,098 m<sup>2</sup>。新潟市西区内野西 1 丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。大字曾地〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号 2 大字曾地字水橋〇〇番〇 外 1 筆 田 計 1,581 m<sup>2</sup>。長岡市古正寺 2 丁目〇〇番地 〇〇〇〇〇〇〇〇号室 〇〇 〇〇。大字曾地〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号 3 大字上方字沢田〇〇番〇 外 1 筆 田 計 2,020 m<sup>2</sup>。大字上方〇〇番地 〇〇 〇〇。大字上方〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号 4 大字枇杷島字清野〇〇番 外 4 筆 田 5,155 m<sup>2</sup>。大字平井〇〇番地 〇 〇 〇〇。大字与板〇〇番地 〇 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号 5 大字南条字上川原〇〇番 畑 691 m<sup>2</sup>のうち 32.8 m<sup>2</sup>。大字南条〇〇番地 〇 〇〇。東京都港区赤坂五丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇。パイプライン敷。使用収益権（地役権）の設定です。

審査結果の 1 ページをご覧ください。申請番号 1 から 5 までについて、それぞれ地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の阿部係長、局長代理山崎が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 7 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 2 ページをご覧ください。議第 2 号 農地法第 5 条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 原町字原〇〇番〇 田 266 m<sup>2</sup>。原町〇番〇号 〇〇 〇〇。扇町〇番〇-〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 2 松波一丁目字粉糠ママ〇〇番〇 外 1 筆 畑 439 m<sup>2</sup>。穂波町〇番〇号 〇 〇〇。東京都墨田区東向島六丁目〇番〇号 〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。なお、申請地は、平成元年に倉庫が建築されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 3 大字安田字宮村〇〇番 田 85 m<sup>2</sup>。長岡市希望が丘一丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。大字安田〇〇番地 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 2 種でございます。なお、申請地は、平成 8 年に住宅が建築されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 4 藤元町〇〇番〇 畑 432 m<sup>2</sup>。春日二丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。春日二丁目〇番〇-〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 5 大字北条字浦川原〇〇番〇 外 3 筆 田 43 m<sup>2</sup> 畑 224 m<sup>2</sup> 計 267 m<sup>2</sup>。

東京都西多摩郡奥多摩町境〇〇番地 〇〇 〇〇。大字北条〇〇番地〇〇〇 〇〇〇〇。神社境内地の拡張。第2種でございます。なお、申請地は、昭和35年頃より境内地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号6 大字北条字清水尻〇〇番〇 外2筆 田 692 m<sup>2</sup>。東京都西多摩郡奥多摩町境〇〇番地 〇〇 〇〇。大字北条〇〇番地〇〇〇 〇〇〇〇。雪囲い等資材置場。第2種でございます。

申請番号7 大字劔字角田〇〇番〇 田 195 m<sup>2</sup>。大字劔〇〇番地 〇〇 〇。北半田一丁目〇番〇-〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第3種でございます。

申請番号8 大字東条字家ノ脇〇〇番 畑 66 m<sup>2</sup>。長岡市島崎〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇。東京都三鷹市中原四丁目〇番〇号 〇〇 〇。宅地の拡張。第2種でございます。なお、申請地は、昭和42年頃に車庫が建築されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号9 大字枇杷島字泉山〇〇番 外8筆 田 1266 m<sup>2</sup>。新潟市秋葉区田島〇〇番地 〇〇 〇〇。番神一丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。解体物分別場。第2種でございます。なお、申請地は、平成5年頃より解体物分別場として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号10 大字劔野字泉山〇〇番〇 外2筆 田 896 m<sup>2</sup>。大字鯨波〇〇番地〇 〇 〇 〇〇。番神一丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。解体物分別場。第2種でございます。なお、申請地は、平成5年頃より解体物分別場として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号11 茨目三丁目字赤坂〇〇番〇 田 269 m<sup>2</sup>。新発田市緑町一丁目〇番〇号 〇〇 〇。茨目三丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。駐車場。第2種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表3ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 西山町長嶺地区）」事務局の説明を求めます。

濁川職員

事務局でございます。議案書 4 ページをご覧ください。

議第 3 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 買入分）  
（県営経営体育成基盤整備事業 西山町長嶺地区 関連）
- 2 権利の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権移転の時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 所有権移転登記完了後 10 日以内
- 7 対価の支払方法 譲渡人の指定口座に振り込む
- 8 対象農用地の面積 田 20 筆 18,844.00 m<sup>2</sup>、その他 1 筆 33.00 m<sup>2</sup>、  
計 21 筆 18,877.00 m<sup>2</sup>
- 9 関係人の数 受人 1 人（新潟県農林公社）、渡人 3 人
- 10 実施地区 柏崎市

11 公告年月日につきましては、ご了解いただければ、令和 2(2020)年 12 月 18 日を予定しております。

明細は 5 ページのとおりです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号について事務局の提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 令和 2 年賃借料情報の提供について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 6 ページをご覧ください。議第 4 号 令和 2 年賃借料情報の提供についてご説明いたします。

議第 4 号 令和 2 年賃借料情報の提供について

このことについて、下記により令和 2 年の賃借料の情報を提供するものとする。

令和 2 年 11 月 30 日提出

柏崎市農業委員会長 石塚 道宏

記

提供期日 令和 3 年 1 月 1 日

提供の方法 農業委員会だより（第 42 号）で、柏崎農業協同組合を通じて組合員に配布する。あわせて柏崎市ホームページに掲載する。

提供の内容 別紙のとおり

7 ページの柏崎市賃借料情報をご覧ください。表は、令和 2 年における賃借料情報が記載されています。

令和 2 年分の内訳としまして、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権の設定等の筆数は、田は 2,751 筆、畑は 27 筆ありました。

ここから全データの平均額の 1.7 倍を越える契約と、0.3 倍を下回る契約は、特殊取引として除外しました。この基準で除外した筆数は、田 151 筆、畑 4 筆となります。

その結果、データ総数が田 2,600 筆、畑 23 筆となりました。この特殊取引を除外したあとの、地域別賃借料の「平均額・最高額・最低額」を提供する情報としました。

本日お手元に参考資料として、今年の賃借料情報を配布いたしました。昨年と比較しますと、賃借料の全体平均は、田が 700 円の上昇、畑は取引事例が少ないことから、2,900 円下落しています。締結額では、「10,000 円」が多くなっております。

昨年と比較して、対象となる農地の筆数が、600 筆程増えております。原因としては、「ほ場整備の完了」及び「生産組合の関係する利用権の設定」によるものと考えられます。地域別の大きな動きについてご説明します。

柏崎市賃借料情報の表「1 田（水稻）の部」をご覧ください。

「旧柏崎・田尻・北鯖石・西中通」の「平均額」などが上昇したのは、昨年は安田地区での農林公社への利用権の設定の影響で、「4,800 円」が「最も多い締結額」でしたが、今年はその影響がなくなり、「10,000 円」が「最も多い締結額」となったためであります。また「データ総数」が増加したのは、平井地区での利用権の設定件数が多くなったためと考えられます。

「中通・中鯖石・高田・上条」の「平均額」などが下落し、「データ総数」が増加したのは、昨年、地域全体では「最も多い締結額」が「10,000 円」だったのが、与板地区において、利用権の設定件数が増加し、かつその影響で「4,000 円」が「最も多い締結額」となったためと考えられます。

「米山・高浜」の「平均額」などが変わったのは、昨年のデータは、高浜地区からのものだけでしたが、今年には米山地区からのものだけになったためであります。なお、運営会議で協議を行い、この地域については、備考欄に「データ僅少」の旨、記載しました。

「高柳町」の「データ総数」が増加したのは、石黒地区での利用権の設定件数が多くなったためと考えられます。

「西山町」の「平均額」などが下落しておりますのは、昨年、地域全体では「最も多い締結額」が「8,000円」だったのが、今年は「5,000円」が「最も多い締結額」となったためと考えられます。また「データ総数」が減少したのは、鎌田地区での利用権の設定件数が少なくなったためと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第4号について事務局の提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第4号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第5号から第9号 農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

濁川職員

事務局でございます。議第5号から議第9号の農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、一括して説明させていただきます。

この案件につきましては、10月に委員及び推進委員の皆様方に配布をお願いした、更新分と新規分の成果でございます。大変ありがとうございました。

まず、8ページをご覧ください。議第5号でございます。説明の前に4 権利の設定期間10年を6年に訂正願います。中間管理権の新規設定分でございます。4人の所有者から1人の耕作者の方に権利の設定が新たにされるものでございます。6年の契約期間であります。

田が 11 筆 5,509 m<sup>2</sup>でございます。

続きまして、10 ページをご覧ください。議第 6 号でございます。一般賃借分の新規設定でございます。42 人の所有者から 6 人の耕作者の方に権利が新規設定されるものでございます。3 年、6 年、10 年の契約期間で地区別に集計してあります。田が 128 筆 219,736.16 m<sup>2</sup>でございます。

続きまして、21 ページをご覧ください。議第 7 号でございます。一般分賃借権の再設定分でございます。60 人の所有者から 46 人の耕作者の方に権利が再設定されるものでございます。3 年、6 年、10 年の契約期間で地区別に集計してあります。田が 216 筆 199,262.67 m<sup>2</sup>、畑が 2 筆 921 m<sup>2</sup>でございます。

続きまして、36 ページをご覧ください。議第 8 号でございます。一般分使用貸借権の新規設定分でございます。3 人の所有者から 3 人の耕作者の方に権利が設定されるものでございます。3 年、10 年の契約期間で地区別に集計してあります。田が 6 筆 6,629 m<sup>2</sup>、畑が 4 筆 1,506 m<sup>2</sup>でございます。

続きまして、39 ページをご覧ください。議第 9 号でございます。一般分使用貸借権の再設定分でございます。12 人の所有者から 11 人の耕作者の方に権利が設定されるものでございます。3 年、6 年、10 年の契約期間で地区別に集計してあります。田が 29 筆 13,127 m<sup>2</sup>、畑が 5 筆 2,341 m<sup>2</sup>でございます。

議第 6 号から第 9 号の共通事項として皆様のご承認を得られれば、12 月 18 日を公告の予定日とし、権利の開始については 12 月 20 日でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.10 尾崎 正俊委員

今説明がありましたが、9 ページの第 5 号議案の集積計画の決定について 10 年を 6 年に訂正すべきではないでしょうか。

濁川職員

先ほど説明をする前に訂正をお願いしたところですが、改めまして、10 年を 6 年に訂正

願います。

No.10 尾崎 正俊委員

先ほどは4番だけ権利の設定をと言われたので。

濁川職員

はい。権利の設定期間10年を6年に変更ということです。

議長

尾崎委員、よろしいでしょうか。

No.10 尾崎 正俊委員

はい。

議長

ほかにご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。

議長

許可処分決定前に、休憩を取ります。前の方に皆様からお骨折りいただいた分も含めて、基盤強化法の書類が提出されております。休憩の間に、皆様からご確認をお願いしたいと思います。なお、14時20分までの休憩とします。

— 休憩中 —

議長

それでは、ただ今から会議を再開いたします。

休憩中にご確認をいただき、新たにご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」 との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。

議第 5 号から議第 9 号について事務局の提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 5 号から議第 9 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

それでは、その他の事項を事務局からお願いします。

霜田事務局長

お手元、第 6 回農業委員会総会（R2. 11. 30）事務局事務連絡をご覧ください。

1 番と 3 番の日程については私から話をさせていただいて、2 番の実態調査については山崎局長代理から説明させていただきます。1 枚ページをめくって予定表をご覧ください。

この総会が終わった後に、情報会議の委員さんから農業委員会だより 1 月 1 日発行第 42 号の最後の校正をお願いいたします。

明日明後日は新潟の万代市民会館で、水野委員から女性農業委員の研修会および女性農業委員の会定例総会に参加していただきます。

1 今後の予定

・新庁舎落成式典

12 月 12 日（土） 10 時から 12 時 新庁舎市民ロビー

いよいよ新庁舎が 1 月 4 日から開庁しますが、その落成式を会長から出席をお願いいたします。

・新年賀詞交換会

1 月 4 日（月） 16 時から アルフォーレ

会長から出席していただきます。

・市町村農業委員会役員研修会

1 月 22 日（金） 13 時 30 分から 新潟市ユニゾンプラザ

運営会議委員さんから出席をお願いします。

### 3 第7回農業委員会総会

12月25日（金）13時半から 農業委員・推進委員さん 市役所会議棟1階第1会議室です。

来月12月25日の総会は旧庁舎最後にここでいき、1月29日の総会からは新庁舎で行います。

### 2 「令和2年度定年就農者実態調査」の実施について、山崎局長代理からお願いします。

#### 山崎局長代理

お手元に配付しました、「令和2年度 定年就農者等実態調査」の実施について、ご覧ください。新潟県から毎年この時期に協力の依頼が来るものです。新潟県では施策反映の基礎データとするため、市町村農業委員会の協力を得て、退職等を機会とした「定年就農者」等の就農実態を把握しています。これについて、委員の皆様から把握をしている範囲でご記入をいただいて提出をお願いします。調査の方法ですが、別紙調査要領をお配りしました。締切りが令和3年2月12日ですので、12月や1月の総会、または市役所へ来庁される機会にご提出をいただければと思います。該当がなければ、提出をいただく必要はありません。調査要領をご覧ください。調査の対象となる方を簡単にご説明申し上げます。令和2年1月1日から令和2年12月31日までの期間に就農した方で、以下の全てに該当する方を調査の対象とします。

- ・令和2年1月1日現在で50歳以上の方
- ・他産業に従事をしてきたが離職、退職を機会に就農した方
- ・農産物の販売の有無にかかわらず、農産物を生産している方（但し、市民農園や宅地内の土地のみ利用している方は除く）、又は農業法人等に就業している方で、ともに年間の農業従事日数は問いません。

調査対象者の例示として記載がありますので、皆様で把握している方がいらっしゃいましたら、1月末の総会までに提出をお願いします。

簡単ですが、以上です。

#### 議長

以上で本日の議案審議等は終了しました。各会議の代表から連絡、報告等はいかがでしょうか。

－「議長」との声あり－

河合 則雄推進委員

会長に質問をしてもよろしいでしょうか。

人・農地プランの実質化ということについて、新しく会長になられた石塚さんにお聞きしたいのですが、この人・農地プランの実質化の工程表というかビジョンについて、会長はどういう考えを持っておられるのか。私は 7 月まで農業委員をしましたので必死になって動きましたが、会長はどのようなビジョンでこの実質化にするのか意見をお聞きしたい。

議長

私の考えを申し上げます。

昨今、人・農地プランの実質化が大きく言われていますが、どういうことをすれば実質化になるのかということが、議論されてきているのでしようけれど、何か薄いかなど感じております。

昨年、それぞれ各地域の意向調査を行いました。その意向調査も含めて、新たなプラン、5 年先 10 年先どうなるのか、どうしたいのかを、農政課が主体となって各地域で話し合い、河合委員にもご活躍をいただきました。私も高柳地区について参加し、全集落の農家組合長にお集まりいただき、話し合いを行いました。

それを具体的な形にすることになりますが、これも農政課が中心になりますが、それぞれの意見を聞きながら地図化をするということが今後の課題になると思います。地図化をしながら、状況に応じて地区で話し合いを続けて、集約集積を実行していく必要があると考えます。

ですから、何が人・農地プランの実質化かという、どういう結果が実質化なのかということは、私自身に確とした考えはないという、頼りないですが、今そのような状況です。今後 10 年先はなかなか考えにくいこともありますので、5 年スパン 3 年スパンでも地域で話し合いをいただいて、意向調査や地図の作成も含めて、地域において実行していただく。具体的なスケジュールは農業委員会では把握しておりませんし、農政課と連携しながらこの事業を進めていくのだらうと、進めていかなければならないと思っております。それらの中で、推進委員の皆様には地区において中心的な役割を担ってご活躍をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

河合 則雄推進委員

よろしくありません。何を言っているのか見えてきません。

私は農業委員の時、私一人で動いていましたが、私一人ではどうにもならない。地域に

は推進委員・農業委員といっているので。それと私が思うには、各集落単位で人・農地プランの説明会をしています。西中通一体の集落でもって全体の考えがなければ、人・農地プランは進んでいかなないかもしれない。入り組んでいますから。地域に振り分けて、別侯は別侯、田尻は田尻という大きな集落ではなく。我々が、推進委員が何をしているのか、農業委員が何をしなければならないのか。図面を作るだけの考えでは甘い。もうそんなことはとっくに終わっています。次の段階に進めない。

はっきり言って、土地改良区も余らせている委員がいたら言ってくれ、農業委員は何をしているんだと言っている。何もしない農業委員がいっぱいいる柏崎は。私の長女の婿が新潟で農業委員をしています。私の活動のことを話すと、信じられないと言っています。何もしないと。もっとリーダーシップを持って会長は農業委員をこの委員会を引っ張って行ってください。お願いします。

#### 議長

貴重な意見をいただきました。ありがとうございます。私が先ほど申し上げました地区という言葉ですが、これはあくまでも集落というだけではなく、地区担当の農業委員・推進委員の方がいらっしゃるわけで、その方々から地域の実情に合わせて話し合いを持っていただきたい、持っていくべきであると思っています。

農業委員が何をやっているのか、推進委員がどうやっているのかわからない。これらも含めて、話し合いの中で進めていくということが、実質化に向かっての工程といいますか、過程になるのだろうと考えます。おっしゃるとおり、地図については、一所懸命な地域はもう自分たちで作っているという話も聞いてはおりますが、必ずしもそれだけが実質化ではない。これは先ほど申し上げたとおりで、要は集落・地域、大きく分けた地域も含めて、これから先をどうやって皆様方と一緒に話しながら、集積・集約、効率化を図っていく農業、その農地を、集落を守るためにどうやって進めていったらいいのか、とにかく話し合いをしていただくことが実質化に繋がっていくのだと思いますし、おっしゃるとおり、農業委員・推進委員の皆様には積極的にそれらについてお骨折りをいただきたいと考えております。河合委員の質問の回答にはならないかもしれませんが、申し上げさせていただきます。

#### 議長

ほかにご意見ご質問等ございませんか。

－「議長」との声あり－

山波 剛推進委員

今ほどは河合委員から素晴らしい意欲のあるご意見をいただき、私も常々そのように思っておりましたので、是非この機会に、柏崎の地域・農地を守っていかこうとする方々がここにこれだけおられるので、申し上げます。人・農地プランの実質化を行動に移すためには、どこに持って行くのをいつにするのかを決めて、そこから逆算して動き始めなければいけないのではないかと考えております。そのためには、皆様動いてくださいと言うだけではなかなか難しいと思いますので、できましたら、農政課の方と農業委員会のほうの何人かと、人・農地プランを実質化するためのプランを作るチームを作って、そして委員の皆様が行動に移せるような指標となるものを作っていただけたらありがたいです。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。まさにそのとおりでと思います。これから農業委員会と農政課を含めた議論の場を作れるよう、行動して参りたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

議長

安野農政会議代表者から先般の市長への意見書の提出について、一言お願いします。

No.5 安野 検一委員

お手元に1月1日の農業委員会だよりをほんの少しですが、配付しました。

今程、河合委員並びに山波委員から、人・農地プランの実質化に向けてという大きなテーマの話がありましたが、会長もお話ししたとおり、基本は地域において、地域とは集落単位になることもあれば、大きな何々地区といった単位になることもあるかもしれませんが、その中で話し合いをするということをしなければならないわけです。しかし思うのですが、今までもそうですが、話し合いだけでは事は進まない。

今回市長へ意見書ということで提出したのは、農政部会でも話をした中で、これからどういう柏崎の農地のゾーニングをして、どういう人たちに振り分けていくのか、集積事業といっても点在した集積をしたところで効率化にはならないので、面的集積をしっかりとやらなければならないということです。

また、昨年にアンケートを取りましたが、自分は今5ヘクタールやっている、10ヘクタールやっている、さらにもう10ヘクタールできるという回答をされた方もたくさんおられ

ました。ですが、できるという人と、やりたいという人は全く次元の違う話です。我々農政部会がやらなければならないことは、一番地区を分かっている農地最適化推進委員の皆様から、権限と資金を持って、どうやって面的集積をしてもらえるかという、言葉は悪いですがエサになるようなものを持って話し合いに出ないと進まないだろうと考えます。

そこでもう一つ市長に提案したのは、3年ないしは5年の短期の補助事業を市で考えてくださいということです。アンケートを取った中で、農機具がダメになったら辞める、年を取ったら辞めるという方もたくさんおられました。この方たちを近々に早く動かしてあげるためには何か後押しをしなければならないので、最初から3年後に辞めますという人には、今持っている農地に反当たり3万なり5万なりの補助を出して、積極的に農地を出してもらい、それを推進委員の皆様から誰に貼り付ければいいのか考えてもらう。その時に、Aさんがやると言っているけれど、ここはBさんが近くに農地を持っているから、そこに貼り付けた場合にBさんが持っている農地を少し動かす形を取る。今回ここに3年6年10年の再設定がされていたが、これと同じような形が本当にいいのか。これをきちんともう一回見直して、利用権を交換できるような権限を推進委員の皆様を持ていただくための施策を市に考えてくださいとお願いしました。補助事業としてきちんと農業者に発表できるように、ただ、これを10年20年続けるような施策にしまうと、市も財源があるわけではないですから、そこまではやらなくてもいいのですが、短期の事業で考えていただきたい。

ということで、人・農地プランの実質化を少しでも具現化できるように意見書を出させていただきました。市長からはやりますという返答はまだありませんが、会長がこの後、新庁舎の集まりに行かれた時にプッシュしていただいて、市長からトップダウンでやれるような形を取ってもらいたいと思います。皆様からもよろしく願います。

河合 則雄推進委員

すみません。人・農地プランに伴う利用権設定の交換という言葉がでてきましたが、それはどういうことでしょうか。利用権の交換で集積を図るとは、意味がわかりません。

No.5 安野 検一委員

面的集積を図るために利用権の異動をしましょうということです。

河合 則雄推進委員

利用権の交換ができるのですか。

議長

利用権についてはお互いの話し合いの中で、異動ということができます。

河合 則雄推進委員

どうやって農地を集めるのですか。

No.5 安野 検一委員

例えばAさんが持っている農地と、Aさんがやっている農地とBさんがやっている農地がここにある。だけどAさんの主軸農地がここにあるのであれば、Bさんが今やっている農地をAさんがやるようにして、Bさんには別の農地を、3人なら3人いるかもしれないけど、そういった交換をするような形を取って、面的集積を図りましょうという意味です。

河合 則雄推進委員

それでは利用権を作り直さないといけないのですが。

No.5 安野 検一委員

そういうことを人・農地プランの中で進めていきたいと思いますということなんです。

議長

今の制度では利用権の異動という制度がありますので、お互いの耕作者が変わって、今おっしゃったように集約集積化ができる。交換もそうですし、別の人に任せることもそうですし、そういった制度があります。

河合 則雄推進委員

なるほど。わかりました。

議長

ほかにございませんでしょうか。

それでは、閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いします。

佐藤会長職務代理者

質問の中にもあったように、推進委員さんがこれから活躍していただくためにどのようにしたらいいか、2期目を迎えた推進委員さんの立場を良い方向に持って行ければと思っ

ております。

例年ですと11月の総会が終わってから忘年会をしていましたが、今年はこの状況のため見送り、先日、運営会議の中で新年会はどうするという話をしました。委員改選してから、全然集まることができていないということで、何とか開催したいと事務局とも話をしたのですが、その後市内の状況も変わり、様子を見ようということになっております。総勢50名の規模となると市内では対応できる所も難しく、新型コロナウイルスもあり、少し様子を見たいということになりました。

来月の総会でこの庁舎で開催されるのは最後です。新年からは新庁舎で開催ということで、駅前に行くと新庁舎の全体が見えるようになってきました。中の工事もほぼ終わり、年末年始にかけて引っ越しというスケジュールを聞いております。皆様も健康に留意されて年末を迎えていただければと思います。お疲れ様でした。

閉会 午後2時45分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_